

# 定 款

(名称) 一般社団法人関東土地改良測量設計技術協会

# 一般社団法人 関東土地改良測量設計技術協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人関東土地改良測量設計技術協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、関東地方における土地改良事業の測量・設計及び補償に係わる技術の向上と技術者の養成を図ることにより、土地改良事業の品質確保と効率的実施を推進し、もって優良農地の整備保全と国民食料の安定供給及び地域社会の発展に寄与するとともに、会員相互の成長と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 土地改良事業の測量・設計及び補償に関する技術の調査及び研究、普及
- (2) 土地改良事業の測量・設計及び補償に関する技術者の養成に係る研修会の開催
- (3) 土地改良事業の測量・設計及び補償に関する技術業務の委託
- (4) 会員の技術力の向上と経営改善に関する調査・研究及び指導・援助
- (5) 関係機関及び団体との連絡・調整及び交流・支援
- (6) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(2) この法人の目的に賛同して入会した者を会員とする。

(3) 会員は、測量・設計又は用地補償を業とする法人で、関東10都県に本社又は支社・営業所等を有し、公益社団法人土地改良測量設計技術協会の会員でなければならない。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、会長が別に定める入会申込書等の書類を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、会員の退会の場合においてもこれを返還しない。

(退会)

第8条 会員は、この法人所定の退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

2 前項の規定により、会員を除名しようとするときは、総会の日から一週間前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

(届出)

第11条 会員は、その名称及び代表者又は代表か委員の氏名又は住所に変更があったときは、その旨を届け出なければならない。

### 第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
  - (2) 役員を選任又は解任
  - (3) 役員報酬等の額
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- ただし、事業報告及び次年度事業計画並びに予算については、会長が総会にて報告を行う。

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後3箇月以内に開催する。又、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会員の決議権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の事由を示して総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときは、総会の日々の2週間前までに会員に対し必要事項を記載した書面により通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長とする。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる総会の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使)

第 19 条 総会に出席できない会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 20 条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第 18 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、署名又は記名押印する。

## 第 4 章 役 員

(役員)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 12 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち、1 名を会長とし、2 名以内の副会長を置くことができる。

3 この法人の会長を法人法上の代表理事とし、副会長を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 この法人の理事のうち、当該理事とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会務を執行する。

4 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成

する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。監事の任期は、選任後 2 年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第 28 条 この法人は、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決により、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応え参考意見を述べるすることができる。

(報酬等)

第 29 条 役員報酬等は、総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職の執行監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の条件を満たしたときは、理事会の決議があったとみなす。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印する。

## 第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、定時総会に提出し承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告及び、理事及び監事の名簿を主たる事務所に 5 年間備え置く。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散及び残余財産の処分)

第40条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

3 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告の方法は、主たる事務所の掲示場に掲示する。

## 第9章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局員は会長が任免する。

## 第10章 雑則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(委員会及び委員)

第44条 この法人の会務執行上必要に応じ、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

2 委員は理事会に諮り、会長が委嘱する。

3 委員の構成は、職務及び運営方法等は会長が別に定める。

## 第11章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立登記の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。

栃木県宇都宮市新町2丁目6番10号

第一測工株式会社

代表取締役会長 宇佐美 修

東京都杉並区上荻2丁目35番13号

株式会社栄設計

代表取締役 木村 達夫

茨城県土浦市大岩田516番地

土浦ジステック株式会社

代表取締役 山口 博司

(設立時理事及び設立時代表理事並びに設立時監事の氏名)

第47条 この法人の設立時理事、代表理事及び監事は次のとおりとする。

設立時理事

宇佐美 修

設立時理事

木村 達夫

設立時理事

山口 博司

設立時理事

佐藤 節

設立時理事

安原 秀一

設立時理事

池 盛孝

設立時理事

瀬川 信也

設立時理事

小池 毅

設立時理事

長田 敏秀

設立時理事

山本 芳照

設立時理事

小田 稔彦

設立時理事

飯田 宗衛

設立時代表理事

宇佐美 修

設立時監事

木村 賢治

設立時監事

渡邊 博

(定款に定めのない事項)

第48条 定款に定めのない事項は、すべて法その他の法令の定めるところによる。

2 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

以上、一般社団法人関東土地改良測量設計技術協会を設立するため、設立時社員 第一測工株式会社他 2 名の定款作成代理人である 司法書士 館岡文雄 は、電磁的記録であるこの定款を作成し、次に電子署名する。

平成 25 年 3 月 15 日

設立時社員 第一測工株式会社  
設立時社員 株式会社栄設計  
設立時社員 土浦ジステック株式会社

上記 3 名の代理人  
東京都港区東麻布 3 丁目 3 番 8 号  
司法書士 館岡 文雄

